

令和6年度(2024年度)策定予定の各福祉計画について

(1)枚方市地域福祉計画(第5期)(担当課:健康福祉部 健康福祉政策課)

1. 計画の位置づけについて

- ・社会福祉法第107条に基づいた計画
- ・地域における保健・医療・福祉・教育等のサービスの利用者である住民の立場にたち、総合的、計画的、横断的に推進することを目的とする。

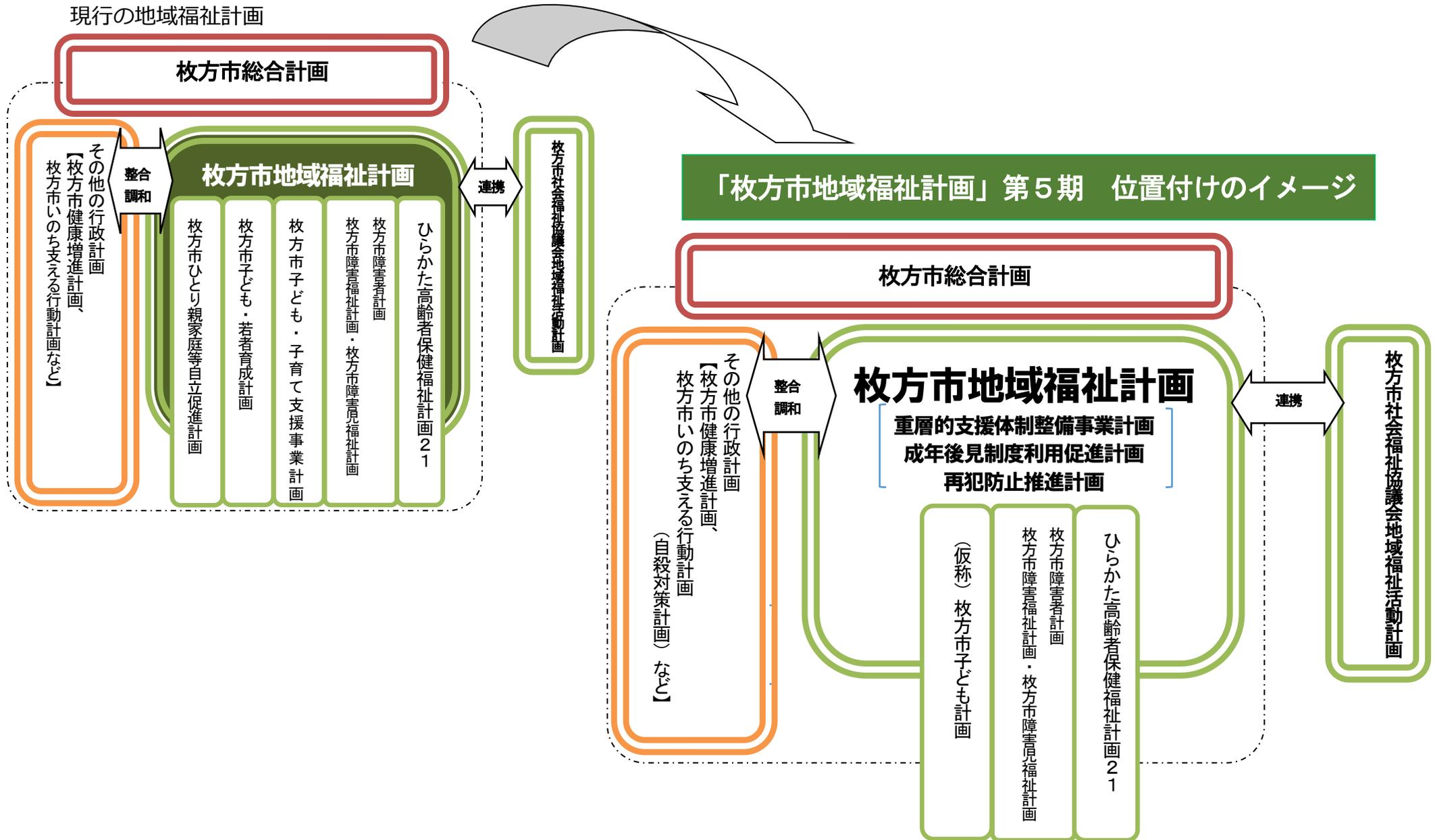
《第5期計画の策定に向けて》

- ・新たに「重層的支援体制整備事業計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を包含する。
- ・「新しい地域拠点」(※)についての基本的な考え方を検討・整理のうえ、反映する。

(※)「新しい地域拠点」…デジタル技術を積極的に活用し、本庁舎との連携強化を進めることにより、福祉関係の相談などを含めた様々な手続きに対応できる窓口機能を有する場所。

2. 「枚方市地域福祉計画」(第5期)のイメージ

現行の地域福祉計画



3. 計画の策定方法について

- ・令和6年1月、無作為抽出により市民3,000人に「地域福祉に関する市民アンケート」を実施。
- ・市民アンケートの結果等による地域福祉課題の検証（枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会にて）。
- ・これまでの地域福祉計画に関わる取り組みも踏まえながら、審議いただく。

4. 経過と策定スケジュールについて(予定)

令和5年(2023年)	11月	枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に諮問
令和6年(2024年)	1月	「地域福祉に関する市民アンケート」を実施
	4月～5月	第1回社会福祉審議会本審
	5月～	枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会にて審議
	12月	市民意見聴取の実施
令和7年(2025年)	1月	枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会から答申
	3月	第2回社会福祉審議会本審、答申報告式 計画策定・公表

(2)(仮称)枚方市こども計画(担当課:子ども未来部 子ども青少年政策課)

1. 計画の位置づけについて

- ・令和5年4月1日に施行された「こども基本法」第10条において、市町村は、国が策定する「こども大綱」と都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、「こども計画」を策定するよう努力義務が課せられた。
- ・「こども計画」は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされている。
- ・「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、令和7年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画などを内包する「(仮称)枚方市こども計画」の策定に取り組む。

2. 計画の策定方法について

- ・本市における「こども計画」は、子育て支援策の基幹計画である「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」などを一体化し、国が策定する「こども大綱」や大阪府が策定予定の「こども計画」の中で本市の実情に沿った内容などを勘案し、策定する。
- ・令和5年7月 大阪府と共同で「大阪府子どもの生活に関する実態調査」を実施。
- ・令和6年2月 本市単独で「子育て支援に関するニーズ調査」を実施。
- ・子ども施策を策定・実施・評価するにあたっては、子ども・若者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨が定められていること(「こども基本法」第11条)から、上記の基礎調査の他に、子ども・若者からの意見聴取等を行う予定。
- ・「こども計画」の策定については、「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問し、計画の内容をご審議いただき、こども計画の策定内容に関連する他の審議会委員からもご意見をいただく。

3. 経過と策定スケジュールについて(予定)

令和5年(2023年)7月	大阪府子どもの生活に関する実態調査実施
令和6年(2024年)2月	子育て支援に関するニーズ調査実施
3月	枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会に諮問
4月～5月	第1回社会福祉審議会本審
6月～	枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会にて審議
12月	市民意見聴取・市民説明会の実施
令和7年(2025年)1月	枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会から答申
3月	第2回社会福祉審議会本審、答申報告式 計画策定・公表